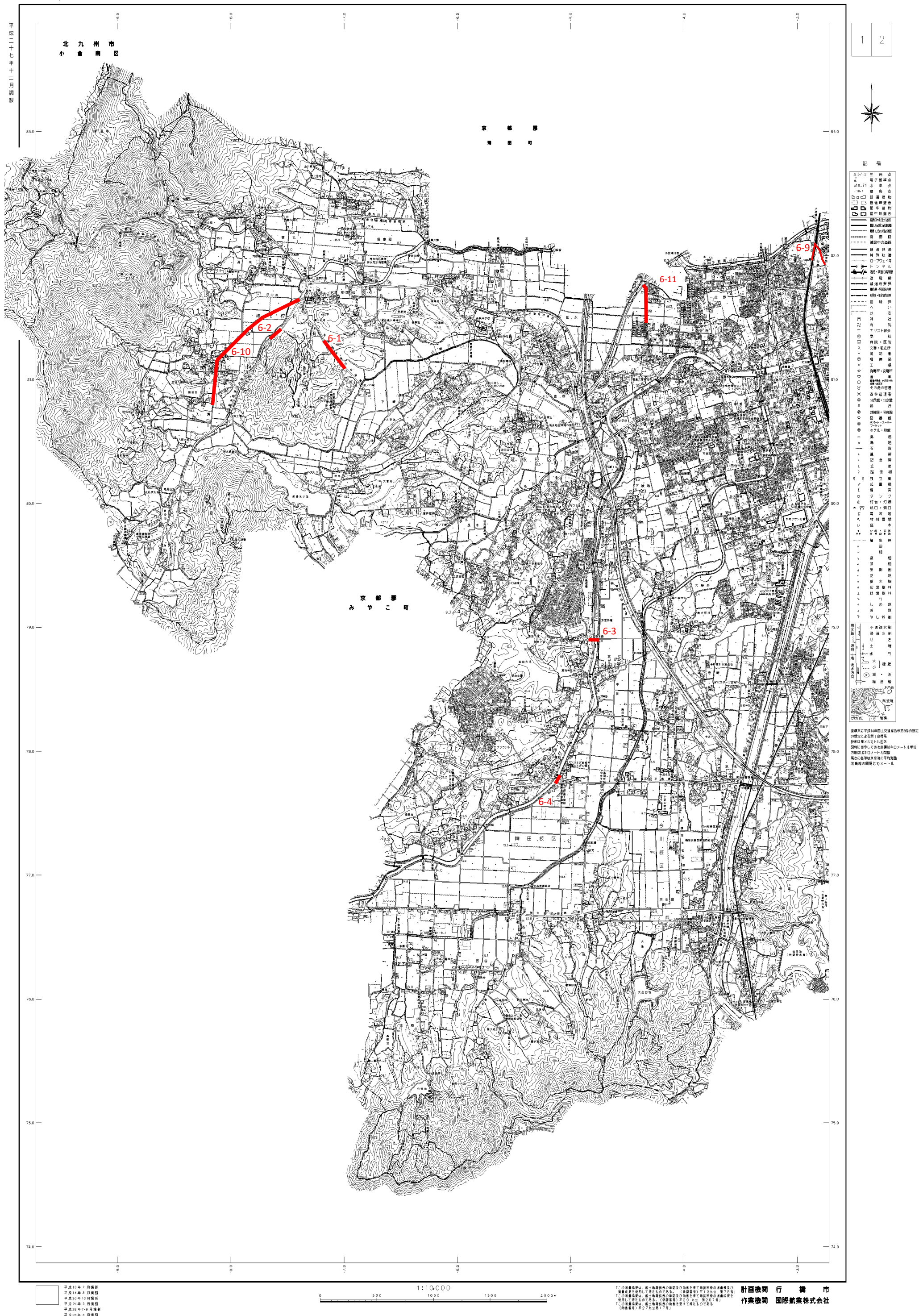






1	2
---	---



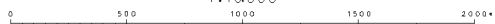
of 22

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
の規定による第1座標系
投影は横メルカトル図法
図解に示してある座標はキロメートル単位
で表し、0.1キロメートル未満の
高さの基準は東京湾の平均海面
等高度の関係を12メートル

平成13年7月撮影
平成14年3月撮影
平成20年10月撮影
平成21年3月撮影
平成26年7-9月撮影
平成28年3月撮影

1:10000



「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て両府県各の測量課及び測量成果を授けし得たものである。(承認番号)平139号、第17号」
 「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て両府県各の測量課を授けし得たものである。(承認番号)平20号、第207号」
 「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである(助言番号)平279号、第17号」

計画機関	行	橋	市
作業機関	国際航業株式会社		